

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金
(船橋市独自分) 申請書(請求書)

受付印

船橋市長あて

3ページ目の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、申請します。

1. 申請・請求者、配偶者等

記入日 令和 年 月 日

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	現住所
	男・女	S・H 年 月 日	電話 ()
令和5年1月1日 時点の住所 (現住所と異なる場合)			
配偶者等氏名	同居・別居 の別	別居の場合は住所を記載	
	同居・別居		

(注1) 配偶者等の欄は、2人以上で児童を養育している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育する配偶者、未成年後見人、父母指定者等をいいます。
(注2) 配偶者等が複数人いる場合は、上記以外の配偶者等の氏名、同居・別居の別、別居の場合は住所を別紙で提出してください。

2. 支給要件

次の(1)および(2)のそれぞれについて該当する項目のチェック欄(□)に『✓』を記入してください。

(1) 養育要件

<input type="checkbox"/>	令和6年3月1日から令和6年4月1日までの間に出生し、かつ出生時に市に住民登録があった児童を養育
--------------------------	--

(2) 所得要件

<input type="checkbox"/>	① 令和4年度分の市町村民税均等割が非課税
<input type="checkbox"/>	② 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税
<input type="checkbox"/>	③ ②以外の家計急変(※)

(※) 家計急変とは、1年間の収入見込額(令和5年1月から令和6年4月までの任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。)が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である場合をいいます。

(次ページにつづきます。)

3. 給付金申請児童等

今回、給付金を申請する児童について、申請時点の状況を表Aに記入してください。

表A 今回、給付金の支給を申請する児童について記入してください。

	(フリガナ)		関係性	性別	生年月日	同居・別居の別	住所 (別居の場合)	監護の有無	生計関係
	氏名	姓							
1					R 6年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
2					R 6年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持
3					R 6年 月 日	同居・別居		有・無	同一・維持

※「関係性」の欄は、申請者と児童の関係性について次の記号を記入してください。また、必要な書類を提出してください。

①父母 → 別居する児童を監護している場合は、別居する児童が属する世帯の世帯主の氏名、児童からみた世帯主の続柄が分かる資料(児童の世帯の住民票など)

②未成年後見人 → 未成年後見人である旨の申立書、対象児童の戸籍抄本等、対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)

③その他養育者 → 対象児童の実親の状況(氏名、存否、住所)が分かる資料(様式自由)

④里親 → 対象児童が委託されていることを明らかにすることができる書類

※「生計関係」の欄は、次によって記入してください。

1)「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人または父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしている場合に○で囲んでください。

2)「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持している場合に○で囲んでください。

4. 申請額・請求額

対象児童数 (表Aの人数)	人	申請額・請求額	円
------------------	---	---------	---

※ 給付金の対象児童の人数を記入してください。対象児童の人数は「3. 給付金申請児童等」の表Aに記入した今回支給申請をする人数になります。

※ 申請額・請求額は、対象児童1人当たり一律50,000円となります。(例)対象児童数3人の場合 : 50,000円 × 3人 = 150,000円

5. 受取方法

① 指定の金融機関口座(1. の申請・請求者の口座とします。)への振込み

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	口座名義(フリガナのみ)
				※「1. 申請・請求者」名義に限る。 ※通帳の表記に合わせてください。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信濃連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

② 公金受取口座を希望する場合は、ご連絡ください。

↑上記の②に○を付けてください。ただし、支給が遅くなることをご了解いただくものとします。

(次ページにつづきます。)

【誓約・同意事項】

各項目のチェック欄(□)全てに『✓』を入れてください。

- 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(船橋市独自分)(以下「給付金(船橋市独自分)」という。)の支給要件に該当します。
- 給付金(船橋市独自分)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金(船橋市独自分)の請求書として取り扱います。
- 市区町村が支給決定をした後、申請書(請求書)の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和6年5月31日までに、市区町村が申請・請求者に連絡・確認できない場合に、給付金(船橋市独自分)が支給されないことに同意します。
- 給付金(船橋市独自分)の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金(船橋市独自分)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金(船橋市独自分)を返還します。
- 同一児童について給付金(船橋市独自分)を受給済みではありません(受給していた場合には、給付金(船橋市独自分)を返還します)。

提出書類

- 『低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(船橋市独自分)申請書(請求書)』(本書)
※ 必要事項をご記入ください。
- 『申請・請求者の世帯の状況、表Aの児童との関係性を確認できる書類の写し(コピー)』
※ 船橋市の住民票で確認できる場合は提出不要です。住民票で確認できない場合は、世帯の状況や表Aの児童との関係性を確認できる資料(表Aの「関係性①～④」の確認に必要な書類、戸籍謄本など。)の写し(コピー)をご用意ください。
- 『簡易な収入(所得)見込額の申立書』(別紙様式第4号)
※ 支給要件が「(2)所得要件②家計急変」の場合、申立てを行う収入に係る給与明細書、年金振込通知書等の収入額が分かる書類、事業収入、不動産収入にかかる経費の金額の分かる書類を添付してください。